

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 目的及び責務の改正等

一 この法律の目的に、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保することを加えること。
（第一条関係）

二 国の責務に、計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施することを加えること。
（第三条関係）

三 政府は、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、公表するものとする。
（第七条関係）

第二 京都議定書目標達成計画

一 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならないものとする。
（第八条第一項関係）

二 京都議定書目標達成計画には、温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排

出の抑制及び吸収の量に関する目標、当該目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標、当該目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項等について定めるものとする。

（第八条第二項関係）

三 内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を求め、閣議の決定があつたときは京都議定書目標達成計画を公表しなければならないものとする。 （第八条第二項及び第四項関係）

四 政府は、平成十六年及び平成十九年において、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加え、その結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、京都議定書目標達成計画を変更しなければならないものとする。 （第九条関係）

第三 地球温暖化対策推進本部

一 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置き、京都議定書目標達成計画の案の作成及び京都議定書目標達成計画の実施の推進に関する事務をつかさどるものとする。 （第十条及び第十一条関係）

二 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織するものとする。

（第十二条関係）

三 本部長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充て、本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督するものとする。

（第十三条関係）

四 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てるものとし、副本部長は本部長の職務を助けるものとする。

（第十四条関係）

五 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置き、本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てるものとする。

（第十五条関係）

六 本部に、幹事を置き、幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命し、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助けるものとする。

（第十六条関係）

七 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理するものとする。

（第十七条関係）

第四 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等

一 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（第二十条関係）

二 地球温暖化防止活動推進員の活動に、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすることを加えること。

（第二十三条関係）

三 都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の指定対象に、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人を加えること。

（第二十四条関係）

四 地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができるものとする。

（第二十六条関係）

五 環境大臣は、全国地球温暖化防止活動推進センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする事。

(第二十七条関係)

六 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする事。

(第二十九条関係)

第五 森林等による吸収作用の保全等

政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする事。

(第二十八条関係)

第六 検討

一 政府は、京都議定書第六条１に規定する事業、京都議定書第十二条１に規定する低排出型の開発の制

度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第二条関係)

二 政府は、平成十七年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第三条関係)

第七 その他所要の規定の整備を行う事。

第八 附則

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行すること。ただし、第四の二から六までは、この法律の公布の日から施行すること。